

1. 更新手続きに必要な診断書の1年間延長について

1) ①障害年金、②難病患者の医療費助成、③自立支援医療など公費負担医療、④身体障害者手帳及び療育手帳、⑤精神障害者保健福祉手帳、⑥特別児童扶養手当等の認定、更新に必要な診断書の扱いについて、令和2年2月末から令和3年2月末までに期限が到来する方について、それぞれ診断書提出期限を1年間延長するとの理解でよいか。

事務連絡が出されているもの、検討という通知もあるが、統一するべきと思う。確認したい。

(答)

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、感染拡大防止を基本としつつ、各制度において、以下のように対応することとしました。
- ・ 「①障害年金診断書」及び「⑥特別児童扶養手当等に係る診断書」については、令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方について、その提出期限をそれぞれ1年間延長しました。
- ・ 「②難病の医療費助成」及び「③自立支援医療費など公費負担医療」については、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方を対象に、その有効期間を1年間延長しました。
- ・ 「④身体障害者手帳及び療育手帳」については、有効期間は設

定されていませんが、障害の状況に係る再認定や再判定の期日が各自治体の判断により設定されていることから、この期日について、自立支援医療の受給者証の有効期間が1年間延長されることを斟酌の上延期する等の対応をとるよう、各自治体に周知しました。

- ・ 「⑤精神障害者保健福祉手帳」については、2年ごとの更新が法律により定められていることから、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方を対象に、診断書の提出を1年間猶予した上で、有効期間を更新できることとしました。

2) その際、延長することで不利になることがないように、障害年金診断書のように、①すでに減給や停止などの診断書が出ている人は減らさず（止めず）来年5月まで現状維持、②増額の判定が出ている場合は翌月から増額、との対応で間違いないか。統一するべきと思うが。

(答)

- ・ 「②難病の医療費助成」及び「③自立支援医療費など公費負担医療」については、申請によらず一律に有効期間を延長するものであり、不利になるケースは想定されません。
- ・ また、「⑥特別児童扶養手当等」については、令和2年2月末日以降に有期認定期間の終期が到来する受給資格者について、既に診断書の提出がなされ、現在審査中又は今後審査を行う場合には、

「①障害年金診断書」と同様に、不利になることがないように取り扱うこととしています。

3) 当事者本人にはお知らせするのか。通知がないので、不安を抱えながら病院に出向く人たちがおり、周知を急ぎ徹底してほしいがどうか。

(答)

- ・ いずれの制度についても、関係団体等への周知や、厚生労働省や日本年金機構のホームページへのリーフレット等の掲載等による周知を図っています。
- ・ また、「①障害年金診断書」については、日本年金機構から対象者に対して、それぞれの提出期限に応じて、順次、提出期限の延長等につき個別に御案内する予定としているほか、これ以外の制度についても、対象者に対して個別に案内する等周知を図るよう、各自治体に依頼しています。

2. 1で述べた各種手続きについて、新たに手帳が必要になった、受給者証が必要になった、という方についても、外出自粛が求められている中を医療機関に診断をしてもらうのは難しく、感染のリスクも高い。そもそも一般の医療機関でも、新規の受付を断っているところもある。手続きの簡素化が求められるがどうか。

(答)

- ・ 各種手続を新規に行う場合については、それぞれの制度の対象となる障害や疾病の状況にあるかどうかを確認する必要があり、

診断書の提出自体を不要とすることは難しいと考えていますが、それぞれの制度において、感染リスクを軽減するため、郵送での手続を可能とする等、現下の状況を踏まえた対応をとることとしています。

3、緊急小口融資、住居確保給付金について

- 1) 問答集の問い7並びに8には、緊急小口資金と総合支援資金の重複貸付、再貸付の取り扱いを聞いているが、重複ではなく、小口資金の貸し付けを受けた者が、特に必要があれば再貸付もできる。また、小口資金から総合支援資金に移行するという整理でよいか。その際「切れ目ない支援を実現する」として、円滑な移行ができるよう求めており、需要があると思われる。総合支援資金への円滑な移行をするために、最低必要な条件はどんなことか。また、3カ月間の延長についても伺いたい。

(答)

- 特例貸付における緊急小口資金と総合支援資金の関係については、問7にお示しのとおり、「まず収入減少があった場合に、緊急小口資金により対応し、なお、収入の減少が続いたり、失業等となり、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった場合に総合支援資金により対応することを想定して」おり、再貸付については、問8にお示しのとおり、「特に必要があると認められる場合などに限り」貸し付けられます。

- 緊急小口資金から総合支援資金に移行する場合、総合支援資金の貸付対象となっている必要があり、具体的には、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減

少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯」に該当する必要があります。

その上で、緊急小口資金の貸付決定通知書等の写しの添付により、健康保険証などの本人確認書類や住民票等の世帯状況を確認するための書類等の提出を不要とするなど、円滑な移行を可能としております。

- なお、総合支援資金については、原則3ヶ月の貸付としており、収入状況の改善の見込等を確認し、償還能力等を勘案の上で延長を行う取扱としております。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・
櫻井琢磨・03-3595-2615)

3、緊急小口融資、住居確保給付金について

2) 問11では、自営業者の運転資金については対象外であることが明記されているが、融資や持続化給付金を申し込んでいる事業者でも、休業などのため当座の生活費がないということに変わりはなく、実態に即して対応してもらえるものと思うがどうか。

(答)

- 自営業者の方であっても、当面の生活費用にお困りの場合に、生活費用として貸付を行うことは可能です。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・
櫻井琢磨・03-3595-2615)

3、緊急小口融資、住居確保給付金について

3) 問4や問13では、緊急小口資金の貸し付け上限の特例20万円について、「臨時休業した小学校等に通う子」の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき、を指定し、かかり増し経費の必要性を認めている。臨時休業の小学校等に通う子どもがいる雇用者だが、事業主が休業手当を払わない場合もある。当該給付金を受けたかどうかにかかわらず、対象児童がいる保護者は特例20万円の対象となると考えてよいか。

(答)

- 貴見のとおり、勤め先の事業主が小学校休業等対応助成金の助成を受けているかどうかは関わらず、学校等の休業の場合に、緊急小口資金の貸付上限額は20万円となります。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・

櫻井琢磨・03-3595-2615)

3 (4) 生活福祉資金は、他制度優先が原則だが、母子父子寡婦福祉貸付金は保証人がいない場合、有利子となっていることから、生活福祉資金を優先して差し支えないとしている。この際、母子父子寡婦福祉資金は保証人要件を削除すべきではないか。

(答)

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金は、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1%の利率となっており、既にひとり親家庭の経済状況を踏まえた要件にしているところである。

2 今般、コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、生活福祉資金貸付制度において、休業や失業等により生活資金を必要とする者に向けた特例貸付を実施することとしている。

当該貸付制度については、本来、他制度優先を原則としているところであるが、セーフティネットの強化の観点から、当該貸付制度を優先して貸し付けることを特例的に認めているものであり、ひとり親家庭においても、まずは、当該貸付制度を活用いただきたいと考えている。

(担当・連絡先)

子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 鈴木
03-3595-3112

3、緊急小口融資、住居確保給付金について

5) 問17で、コロナによりアルバイト収入が減少している学生も、雇用形態や身分にかかわらず、貸付対象となる、とある。世帯分離し、あるいは親の仕送りに頼らず奨学金やアルバイトをしながら通っている学生は多い。一方、住居確保給付金については夜学生に限定しているように読める。(住居確保給付金Q&A 4月30日改定)

夜学生に限らず、上記のような学生の場合や、同じような条件でかつ内定取り消しされた学生においても、特例貸付も住居確保給付金どちらも対象となると思うがどうか。また、制度の周知にあたっては、学生向けの支援策の中に位置付けて周知するなど、工夫が必要と思うがどうか。

(答)

(特例貸付)

- 特例貸付においては、学生や内定取消の方であっても、相談者の世帯が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により生計維持のために貸付を必要としている場合であれば、貸付対象となります。

(住居確保給付金)

- 学生は、一般的には、支給要件である「離職等前に、主たる生計維持者であってこと」や「就職の意欲がある

者」に該当しないため、基本的には支給対象とならないと考えられます。

ただし、学生本人が世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは、支給対象者になると考えられます。また、専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた学生が、これまでのアルバイトがなくなったため住居を失うおそれが生じ、別のアルバイトを探している場合（※）にも、収入要件や資産要件等を満たせば、当分の間、例外的に住居確保給付金は支給されることになると考えられます。

（※）具体的な例

児童養護施設を出て大学に通う学生など、事情により両親を頼ることができず、扶養に入ること等もできないため、生計維持者として専らアルバイトにより学費や生活費等を自ら賄っていた学生がこれまでのアルバイトがなくなったため住居を失うおそれが生じ、別のアルバイトを探している場合など内定取消を受けた学生について、世帯生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象になると考えられます。

これらについては、自治体にメールで周知するとともに、厚生労働省のWEBページにも掲載して周知しているところです。

(制度の周知)

- 学生等への支援策については、文部科学省が特例貸付も含めてとりまとめを行い、周知を行っていることを承知しております。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・

櫻井琢磨(貸付)・中村まどか(住居)・

03-3595-2615)

3、緊急小口融資、住居確保給付金について

6)問21では、特に急を要する場合の対応について、翌々営業日までに送金が行われるよう、申込書の到着と同時に送金処理を行うなど事務処理の迅速化をうたっている。間に土日祝日を挟む場合もあり、できるだけ2日目送金を徹底されたい。

①実印や印鑑証明は求めないとあるが、拇印を求められるといった対応もあり、印鑑を持っていない外国人などが迫られる人権侵害に近い事態もあり、問題では。

②問22では、失業給付や他の公的給付を受けている者についても、「機械的に貸し付けの対象外とするのではなく」と指摘しており、実際、公的給付といっても十分な生活費とはなりえないことも多いことから、なるべく可能となるよう、周知徹底されたい。

③同じ問22で、生活保護を受給している者については、基本的には貸付の対象外となると考えられる、とあるが、生活保護を申し込んだが、まだ支給決定されておらない場合は、2日後送金という緊急小口資金がつなぎとしても重要であり、対象となると考えてよいか。

(答)

- 貸付事務の迅速化については、これまでも累次の事務連絡により改善を図ってきているところですが、並行し

て、個別の社会福祉協議会ごとに状況の確認や助言を行っているところであり、引き続き、必要な対応を行ってまいります。

(拇印について)

- 印鑑登録証明書を求めないとする取扱は、問23のとおり、「必要な額を迅速に貸し付けることが最も重要であるという基本認識から、申込者の負担を踏まえ」たものであり、この趣旨に反する拇印の求めは、適当ではありません。

(他の公的給付を受けている者への対応の周知徹底)

- これまでもQ & Aにより周知徹底を図っているところですが、引き続き、必要な対応を行ってまいります。

(生活保護のケースへの貸付)

- 緊急小口資金は、公的給付等の支給開始までに生活費が必要な場合における緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付を行うものであり、生活保護を申請し、支給が行われるまでの間の資金需要に対して貸付を行うことが可能です。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・

櫻井琢磨・03-3595-2615)

3、緊急小口融資、住居確保給付金について

7)問25では、DVのため避難していることなどにより、住所地が異なる場合どうなるかとの問いに、住民票の世帯ではなく、居住地での居住の実態で対応するとある。これは、DVだけか。住民票を移していない学生、単身赴任など、住居と違う場合はほかにもあると思うがどうか。

(答)

- 住民票については、住民基本台帳法により、住所に異動があった場合、転入・転出の手続きをしなければならないこととなっていますが、問25にお示しのとおり、DVにより住所地から避難している場合に限らず、住民票を居住地へ移すことが難しい場合には、個々のケースの事情を踏まえて、柔軟に対応を行う取扱としています。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・
櫻井琢磨・03-3595-2615)

4 社会保険労務士などの相談業務について

雇用関係助成金における社労士の連帯債務については、社労士が故意に不正に関与した場合に限られると規定しており、今般、4月28日に全国社会保険労務士会連合会に対して、事業主の申請時の負担軽減のため、申請手続きの支援を要請するとともに、連帯債務の件について、「故意に不正行為に関与しない場合は適用されないこと」の説明を行い、周知徹底をお願いしております。